

西沢田公会堂「老人つどいの家」使用規程

(総則)

第1条 この規定は、「老人つどいの家」の使用及び管理について必要事項を定める。

(目的)

第2条 老人相互の親睦を図り、老人の生きがいと健康づくりの増進に寄与する健全な憩いの場として、西沢田公会堂(さくら会館)に併設した「老人つどいの家」(以下「老人つどいの家」と言う)の運営及び管理について必要な事項を定める。

(使用目的)

第3条 「老人つどいの家」は、その目的達成のために次の事業に使用されなければならない。

- (1) 老人の教養向上のための講演会、研修会、座談会等
- (2) 老人相互の親睦を図るためのレクレーション等
- (3) その他老人福祉増進のための事業

(使用資格)

第4条 「老人つどいの家」を使用できる者は、原則として西沢田町内に在住する60歳以上の高齢者とする。

(管理並びに使用)

第5条 「老人つどいの家」の管理並びに使用は次のとおりとする。

- (1) 「老人つどいの家」の管理は自治会長とする。
- (2) 「老人つどいの家」を使用する者は、事前に使用目的及び使用人数等を記載した使用許可申請書を、公会堂管理者に提出し許可を受けること。使用後は、清掃・戸締り等をおこない、その旨を報告すること
- (3) 管理者は「老人つどいの家」の使用状況を記録簿に記録し保管すること。

(使用制限)

第6条 前条の使用許可を受けた場合であっても、次に該当する場合は使用の取り消しをすることができる。

- (1) 使用申し込み内容が異なった場合。
- (2) 風紀、秩序を乱す者、他人に迷惑を及ぼす者。
- (3) その他「老人つどいの家」の管理上支障があると認められる者。

(使用時間)

第7条 「老人つどいの家」の使用時間は次の時間区分とする。

朝の部	8:00 ~12:00
昼の部	13:00 ~17:00
夜の部	18:00 ~22:00

ただし、管理者が必要と認めたときは、これを変更できる。

(使用料)

第8条 第4条に定める使用資格者の「老人つどいの家」の使用料は、原則として無料とする。

2 無資格者及び無資格種が混在して使用する場合は、「公会堂使用規程」による使用料を支払わねばならない。

(遵守事項)

第9条 使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された場所以外の場所、設備及び付属設備を使用してはならない。
- (2) 壁、柱、天井への貼紙、画鋲、釘、針等を打ち込まないこと。
- (3) 厨房以外での火気の使用はしないこと。
- (4) 「老人つどいの家」及び付属設備は禁煙とする。
- (5) 使用者は、使用後に使用設備及び場所の整理整頓、清掃を行い、チェックリストにより、火気、水道、電気、ガス等の点検を行い、戸締り、施錠の確認を行う。
- (6) その他、公会堂管理者の指示によること。

(その他)

第10条 「老人つどいの家」の管理及び運営について、この規程に定めのない事項については、公会堂管理者と協議して定めることとする。

付 則

本規程は令和6年4月1日から施行する。